

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業 務 名 八雲路住宅4・5号棟耐震診断業務委託

2. 業務場所 三原市中之町一丁目

3. 業務の目的

既存鉄筋コンクリート造建物について、現地調査及び構造計算に基づき、耐震診断（二次診断）を実施し、建築物耐震診断等評価委員会等（以下「評価委員会等」という。）の評価を受けたうえ、建物の保有する耐震性能を構造耐震指標 I_s 等により評価する。ただし、診断の結果、耐震判定指標が I_{so} 値0.6未満、かつ保有水平耐力に係る指標 q 値1.0未満の場合においても耐震補強計画の検討（補強計画、比較表、補強位置図、概算工事費）は実施しないものとする。

4. 業務の対象建物

(1) 八雲路住宅4号棟

- ・構造 : 鉄筋コンクリート造地上4階建て
- ・用途 : 共同住宅
- ・延床面積: 253.10 m^2
- ・建設年 : 昭和48年
- ・備考 : 壁式構造

(2) 八雲路住宅5号棟

- ・構造 : 鉄筋コンクリート造地上4階建て
- ・用途 : 共同住宅
- ・延床面積: 253.10 m^2
- ・建設年 : 昭和48年
- ・備考 : 壁式構造、4号棟と同一建物

5. 業務の概要

先行して、本建物の躯体からコンクリートコアを採取し、コンクリート圧縮強度試験及び中性化試験を行う。圧縮強度試験の結果、推定強度が13.5/ mm^2 未満の低強度コンクリートを含む建築物と分類された場合は、工区毎に追加で3本以上のコンクリートコアを採取し、応力-歪み関係を用いて推定ヤング係数を算出し耐震診断に用いる。なお、低強度コンクリートを含む建築物においても、評価委員会等の評価を受けること。

6. 履行期間

- (1) 契約締結日の翌日から令和7年1月27日（検査期間として10日間を含む。）
- (2) コンクリート強度試験については、早期に実施し速報結果を報告すること。

7. 総 則

(1) 委託業務

本業務は本仕様書に基づいて、対象建物の耐震診断を実施する。

(2) 費用の負担

本業務に必要な費用は本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(3) 法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(4) 中立性の保守

受託者は、中立性を保持するように努めなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 提出書類

受託者は本業務にあたり、次の書類を提出し調査職員の承諾を得なければならない。
また、承認された事項を変更しようとするときは、変更の承認を受けなければならない。

- a. 業務工程表
- b. 委任（下請負）承諾願
- c. 職務分担表
- d. 技術者届
- e. 履行報告書
- f. 貸与品借用（返納）書

(7) 管理技術者等

- a. 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- b. 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- c. 受託者は業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(8) 検 査

- a. 受託者は、業務完了後に完成検査を受けなければならない。
- b. 成果品の検査において、修補を指示された箇所は、直ぐに修補しなければならない。
- c. 業務完了後において、明らかに受託者の責によるものと考えられる業務上の瑕疵が判明した場合、受託者は直ちに当該箇所の修正を行わなければならない。
- f. 検査の合格をもって業務の完了とする。

(9) 証明書の交付

必要な証明書等の交付は、受託者の申請による。

(10) その他

- a. 本業務における耐震診断については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則」第五条に定める「耐震診断資格者」が行うこと。
- b. 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、発注者及び受託者において協議のうえ定める。
- c. 本業務等が会計検査の対象となった場合、発注者に十分な協力を行うこと。

8. 設計一般

(1) 一般事項

- a. 業務の実施にあたって、受託者は係員と綿密な連携を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互に確認しなければならない。
- b. 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と三原市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

(2) 設計基準等

耐震診断及び報告書の作成等にあたっては、次の基準及び法令等に基づくこと。

- a. 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（2017年改訂版）
- b. 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（2011年改訂版）
- c. 既存鉄骨造建築物の耐震改修等施工マニュアル（2013年改訂版）
- d. 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（2009年改訂版）
- e. 木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）
- f. 既存建築物の非構造部材の耐震診断指針・同解説
- g. 既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説
- h. 既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針／既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法
- i. 建築基準法
- j. 建築基準法施行令
- k. 建築基準法施行規則
- l. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- m. 公共建築工事標準仕様書
- n. 公共建築数量積算基準

(3) 設計上の疑義

業務完了後、業務上の疑義を生じた場合は調査員と協議の上、解決にあたること。

(4) 設計の資料

数量の積算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。

(5) 参考資料の貸与

業務に必要な参考資料は、所定の手続きによって貸与する。

(6) 参考文献等の出所

業務に文献その他資料を引用した場合は、その文献名及び資料名を明記すること。

(7) 現地調査

受託者は現地を踏査し、状況等を十分に把握した上で業務を行うこと。

9. 耐震診断の方法等

(1) 鉄筋コンクリート造の建物

- a. 「2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（平成29年改訂版（財）日本建築防災協会発行）（以下「耐震診断基準」という。）によること。
- b. 耐震診断の評価方法は原則として「二次診断」によること。ただし、「三次診断」を実施する必要がある場合は、「二次診断」と併せて実施すること。
- c. エキスパンションジョイントで区切られている場合は別棟として扱うこと。
- d. コンクリートコアの強度試験については、公的測定機関において行うこと。

(2) 耐震性の判定指標等

耐震診断時における耐震判定指標は、Iso値0.6以上、かつ保有水平耐力に係る指標q値1.0以上とする。

(3) 耐震診断報告書

報告書については、評価委員会等の評価を受けたものとする。

(4) 評価委員会等

コンクリート圧縮試験の結果、コンクリート強度が 13.5N/mm^2 未満の低強度コンクリート建物と規定される場合においても、評価委員会等の評価を受けること。また、コンクリート強度が 9N/mm^2 未満の場合については、(社)広島県建築士事務所協会 建築物耐震診断等評価委員会以外での評価等も考慮すること。

(5) コンクリートコア採取について

コンクリートコアは、各階、各工期ごとに同径のコアを耐震診断基準「解表2.3-1 コアの採取本数」以上を採取することを原則とする。なお、本建物では12箇所/棟×2棟を想定している。また、鉄骨造等その他の構造の場合は、地中梁を含めた基礎から採取することを原則とする。

10. その他の特記事項

(1) 貸与資料

- a. 意匠図 (TIFFデータ)
- b. 構造図 (TIFFデータ) ※ 構造計算書は所在不明。

(2) 調査実施計画書及び調査工程表の作成

調査に先立ち、調査実施計画書及び調査工程表を作成し、調査職員の承諾を受けること。

(3) 建物管理者からの承諾

現場調査を行う場合は、作業日程及び作業内容等について、事前に建物管理者の承諾を得ること。

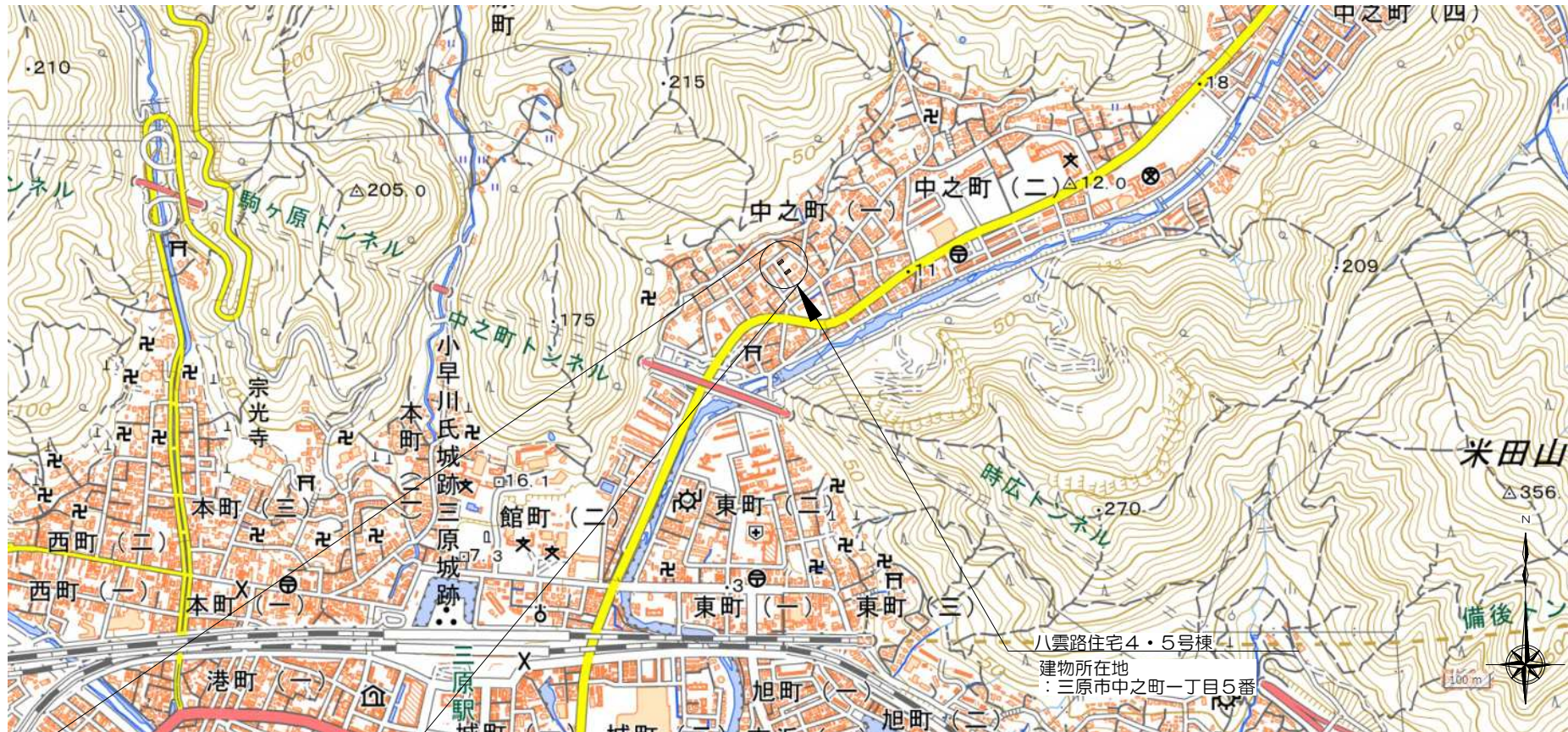
(4) 成果品

次の内容を含めた報告書を成果品として、A3判サイズ2部を納品すること。

- a. 建築物、耐震診断結果概要及び構造調査診断表
- b. 現地調査報告書 (各種調査及び試験測定の結果、写真、資料等)
- c. 躯体等の状況の資料及び写真
- d. 耐震診断方針
- e. 耐震診断計算 (計算方針、仮定、算定等)
- f. 耐震診断添付資料
- g. 診断の結果、耐震判定指標がIso値0.6未満、かつ保有水平耐力に係る指標 q 値1.0未満の場合においても耐震補強計画の検討 (補強計画、比較表、補強位置図、概算工事費) は実施しない。
- h. 非構造部材の耐震診断結果 (耐震診断方法、対象、耐震診断表、改修内容、概算工事費)
- i. 電算出力結果
- j. 図面 (配置図、平面図、立面図、構造図、補強計画図等、データ共)
- k. コンクリートコア調査
- l. 電子データ
- m. 総合所見
- n. その他診断業務の資料等 (打合せ記録等)

(5) 留意事項

- a. 電子データ成果品は、ウイルス対策を実施したうえ提出すること。
- b. 成果品が2冊以上になる場合、指定するプラスチックケースに収納のうえ納品すること。
- c. 調査遂行の過程において疑義を生じた場合は、調査職員と協議の上、業務を進めること。



診断範囲
診断範囲

付近見取図

出典：国土地理院ウェブサイト



配置図

出典：国土地理院ウェブサイト

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付

備考

工事名

八雲路住宅4・5号棟耐震診断業務委託

図面名称

付近見取図・配置図

縮尺

図面番号

A-01

参 考 数 量 書

業 務 名 称 八雲路住宅４・５号棟耐震診断業務委託

[工 事 概 要]

三原市中之町一丁目

用 途 、 構 造 、 面 積	4号棟：共同住宅、鉄筋コンクリート造地上4階建て、延床面積 253.10㎡ 5号棟：共同住宅、鉄筋コンクリート造地上4階建て、延床面積 253.10㎡	
業 務 範 囲	耐震診断業務一式	
別 途 業 務	無し	
履 行 期 限	契約締結日の翌日から 令和7年1月27日 までを履行期限とする。	
一 般 事 項		
《業務予算内訳》 設 計 金 額 ￥ (税込み)		
〈 内 訳 〉		
区 分	金 額	摘 要
業 務 価 格		
消 費 税 額		
設 計 金 額		

[illegible]

符号	名 称	材質	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
A	業務価格（4号棟）							
I	耐震診断業務							
1	直接人件費			1	式			
2	諸経費			1	式			
3	技術料等経費			1	式			
4	特別経費			1	式			
	小 計							
	業務価格（5号棟）							
I	耐震診断業務							
1	直接人件費			1	式			
2	諸経費			1	式			
3	技術料等経費			1	式			
4	特別経費			1	式			
	小 計							